

## サロベツ学会会則

**第1条** (名称) 本会はサロベツ学会と称する。

**第2条** (目的) 「サロベツ」と言う言葉には、そこに住む人、近くに住む人、通う人、通過する人など、様々な人々に、様々な感慨を呼び起こす響きがある。開拓者の苦労や、その苦労を一時的に拭い去ってくれるような、美しい自然の姿も、その言葉には秘められている。その「サロベツ」にかかわる様々なことから、苦労話や、新しい発見や、未来像など、なんでも自由に意見を交換・発信し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

**第3条** (事業) 本会は第2条の目的のために、次の事業を行う。

- (1) サロベツに関する意見交換会や研究発表会の開催。
- (2) 会報の発行
- (3) その他、必要と認められる事業

**第4条** (年度) 本会の事業および会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

**第5条** (会員) 会員は本会の目的に賛同する個人とし、附則に定める年会費を納めなければならない。

**第6条** (役員) 本会に次の役員を置く。

運営委員：3名以上12名以下

会 長：1名

副会長：2－3名

事務局

総務：1－3名

会計：1名

会計監査：2名

**第7条** (会議)

1. 本会に総会と運営委員会を設ける。総会、運営委員会は会長が招集し、年1回以上開催しなければならない。総会と運営委員会の議決は出席者（委任状も含む）の多数決で決定する。ただし、運営委員会は構成員（委任状も含む）の過半数の出席をもって成立する。
2. 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 会則の変更、(2) 解散、(3) 合併、(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更、(5) 事業報告及び収支決算、(6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬、(7) 会費の額、(8) その他、運営に関する重要事項
3. 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。
  - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項、(2) 運営委員会として総会に付議する事項、(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**第8条** (役員の選任) 会長、副会長とその他の運営委員と会計監査は会員のなかから総会の議を経て選任される。総務および会計は運営委員の中から会長が委嘱する。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

**第9条** (事務局) 本会の事務局を附則に定めるところに置く。

**第10条** (支 部) 本会の活動拠点として国内に支部を置くことができる。支部の設置は総会の承認を必要とし、支部の活動状況を総会に報告しなければならない。

**第11条** (会則改定) 本会則の改訂は、総会の議決による。

## 附 則-1

1. この会則は本会成立の日（平成 20 年 11 月 6 日）から施行する。
2. 本会の会費は、年 5 0 0 円とする。
3. 本部・事務局は天塩郡幌延町字下沼 81 法昌寺におく。

## 附 則-2

1. 平成 21 年 5 月 24 日 一部改正